定期積金「さんきょうだい 100」

平成25年1月4日現在適用中

	<u> </u>
1. 商品名	蓄財目的定期積金(スーパー定期積金) 愛称:「さんきょうだい100」
2. 取扱対象	個人のみ(個人事業主を含む)
3. 契約期間、	○掛込期間:1 年(12 回)以上 5 年(60 回)以下
掛金および	※1月単位で指定できます
満期掛込総	○満期掛込総額(毎月の掛金×掛込回数)1,000,000 円以上
額	○毎月の掛金:上記条件を満たす額で千円単位
4. 払込方法	契約期間内に契約月数に応じ毎月分割して掛金を預け入れ
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払戻します
6. 利息	
(給付補填金)	・固定金利
(1)適用金利	・契約時の店頭表示スーパー積金利率を年利回りとして満期日まで適用
(1) 週/TT 並小	・ 矢が時の角頭及がハーバ - 慎霊利率を中利回りとして個別日よて週用 します
	・契約期間内に証書記載の掛込総額に達しない時は解約日における普通
	預金の利率により計算します
	・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します
(2)利払方法	・満期日以降に一括して支払います
(3)計算方法	・契約期間における掛込残高積数に月当たり利回り(年利回りの 1/12)を
(0) FI 并 刀 仏	乗じて計算します
7. 税金	利息(給付補填金)には20%の税金(国税15%、地方税5%) がかか
1. 作工主	利念(稲竹補填金)には20 /80 税金 (国税13 /8、地力税3 /8) がかか ります。ただし、令 和 19 年 12 月 31 日までにお支払いする利息には復
	興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金(国税15.
	315%、地方税5%)の税金がかかります。(障がい者等のマル優制
	度のご利用はできません)
8. 手数料	_
9. 中途解約時	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、解約日にお
の取扱	ける普通預金利率により計算した利息とともに支払います
10. 掛込遅延の	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ
場合のご注	るか、または証書記載の利回りの割合による(年 365 日の日割計算)遅延
意	利息をいただきます
11. 金利情報	金利は店舗備え付けの金利表示ボードをご覧になるか窓口にお尋ねくだ
111 22 111111	さい。
	C・。 ※インターネットホームページにも掲載しています
	ホームページアドレス: https://www.shinkin.co.jp/sankyo
 12. 満期金の定	○満期金を定期預金に振替えた場合、定期預金契約時の店頭表示1年も
期預金への	○個別金を足別頂金に振管えた場合、足別頂金笑的時の店頭表が1年も のスーパー定期預金利率に0.1%上乗せします。
/////	, = , , , , = , , , , , , , , , , , , ,
振替につい	○期間1年自動継続式。総合口座のお取扱ができます。
て	○上乗せ利率の適用は1年間とします。当該定期預金の1年後以降の満
	期継続時にはその時点の1年もの店頭表示スーパー定期預金利率が適
	用されます
	○振替額は満期金の範囲内とし、増額する場合は金利上乗せの対象とな
	りません。
	○さんきょうだい 100 と異なる名義での定期預金預け入れは金利上乗せ
	の対象となりません
L	

置、紛争解 決措置

- 13. 苦情処理措 |・苦情処理措置:本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相 談センター (0120-088-918、受付時間 9:00~17:00) にお申し出ください。
 - ・紛争解決措置:東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので 希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談セン ターまたは全国しんきん相談所 (03-3517-5825)、受付時 間9:00~17:00) にお申し出下さい。また、お客様から、 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いた だくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以 外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東 京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会 に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

14. その他

- ○普通預金からの自動振替による払込ができます
- ○預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、当金庫の他の 対象預金口座と合わせて、おひとりあたり元本 1,000 万円までとその 利息が保護の対象となります。